

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年8月25日 17時20分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島北東方沖（琵琶湖中部） 沖之島村二等三角点から真方位064° 1,340m付近 （概位 北緯35° 12.8′ 東経136° 04.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート道楽丸は、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 道楽丸、5トン未満（長さ4.7m） 240-54149愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 水象：不明
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、航行中、主機に湖水がかかって停止した。 本船は、警察の警備艇にえい航された。
分析	本船は、航行中、主機が停止し、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、原因を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。